

令和 6 年衆院選における選挙区割制度及びこれに基づく選挙区割りの合憲性

【文献種別】 判決／最高裁判所第二小法廷

【裁判年月日】 令和 7 年 9 月 26 日

【事件番号】 ①令和 7 年（行ツ）第 117 号、②令和 7 年（行ツ）第 128 号ほか、
③令和 7 年（行ツ）第 155 号

【事件名】 選挙無効請求事件

【裁判結果】 棄却

【参照法令】 憲法 14 条 1 項・43 条 2 項・47 条、公職選挙法 13 条 1 項・別表第 1

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号① 25623365、② 25623366、③ 25623364

沖縄国際大学講師 小林宇宙

事実の概要

本件は、令和 6 年 10 月 27 日実施の衆議院議員総選挙の選挙区割りに関する公選法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき行われた本件選挙の各選挙区における選挙も無効であるなどと主張して提起された選挙無効訴訟である。

判決の要旨

1 投票価値の平等の位置づけと判断枠組み

「憲法は、……投票価値の平等を要求している」。 「他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、「国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、……選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている」。

「衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、「定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員 1 人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められ」るが、「それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容され」る。「具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、

地理的状況などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められ」る。「選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がこのような選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反する」。

2 本件選挙当時の本件区割規定及びこれに基づく本件選挙区割りの合憲性

「本件区割制度は、選挙区を改定してもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを前提に、選挙制度の安定性も考慮しながら、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させその状態が安定的に持続するよう設けられたものであ」り、「投票価値の平等を最も重要な基本的な基準としつつ、国会において考慮することのできる他の要素をも考慮して選挙区の改定を行う仕組みを定めたものとして、合理性を有する」。

「本件選挙区割りの下においては、令和 2 年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差が 1 対 1.999 であったのに対し、本件選挙当日には、選挙区間の選挙人数の最大較差は 1 対 2.059 となっており、選挙人数の最も少ない選挙区と比べて較差が 2 倍以上となっている選挙区は 10 選

選挙区となっていたものの、本件区割制度が、選挙区を改定してもその後に選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを前提とするものであって、このような制度に合理性が認められる」。「本件選挙当時における選挙区間の投票価値の較差が自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものというべき事情はうかがわらず、本件選挙区割りの下におけるその拡大の程度が著しいものともいえないから、上記の選挙区間の投票価値の較差の状況をもって、本件選挙区割りが本件選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたと」はいえない。

（高須順一裁判官の意見がある。）

判例の解説

一 本判決の位置づけ

令和4年12月28日から、いわゆる衆院小選挙区定数10増10減の区割改定を行った公選法改正法が施行された。これに基づく選挙区割りの下で行われた令和6年衆院選では、選挙区間の選挙人数の最大較差は2.059倍、選挙人数が最も少ない選挙区との較差が2倍以上の選挙区は10であった。本判決は、本件選挙区割規定とこれに基づく本件選挙区割りのいずれも憲法に反しないと判断した点で、一定の意義を有する。もっとも、後述するように、本判決は、高須意見を除き基本的に先例を踏襲しており、必ずしも先例的価値は高くない。これは、確かに改正後選挙区割規定の合憲性が直接争われたのは本件が初めてだが、本件選挙区割規定のアダムズ方式には既に平成30年判決（最大判平30・12・19民集72巻6号1240頁）が好意的な判断を下していたこと¹⁾、また、令和3年衆院選の選挙区割りは最大較差が2.079、較差2倍以上の選挙区は29だったが、これも令和5年判決（最大判令5・1・25民集77巻1号1頁）が合憲としていたことに基づく。実際、本判決は小法廷判決であったこと、高須を除く尾島、岡村、三浦の3裁判官は令和5年判決（三浦は平成30年判決も）で多数意見に立っていたことも、かかる事情を裏づけるものだろう。

また、一般に衆院選の一票の較差を巡る大法廷判決は、先例の大法廷判決を全て参照しつつ、とりわけ平成25年判決（最大判平25・11・20民集67巻8号1503頁）以降は「累次の大法廷判決の

趣旨とするところ」とする。しかし、本判決は、平成11年判決（最大判平11・11・10民集53巻8号1441頁）、19年判決（最大判平19・6・13民集61巻4号1617頁）、30年判決、令和5年判決の参照に留まるとともに、諸判決の「趣旨に従して明らか」とする。このような判決の部分的な参照や文言は、平成7年判決（最判平7・6・8民集49巻6号1443頁）と平成13年判決（最判平13・12・18民集55巻7号1647頁）という小法廷判決に見られるものであり、このことからも最高裁が本判決の先例性を低く見ていることを看取できる。

二 投票価値の平等の位置づけと判断枠組み

本判決によれば、憲法は投票価値の平等を要求するが、これは選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮可能な他の政策的目的、理由との関連で「調和的に実現されるべき」である。そして、衆院選の選挙区割りについても、平等な選挙区割りは「最も重要かつ基本的な基準」だが、それ以外の要素も「合理性を有する限りで」考慮が許される。具体的な選挙区を定める上では、「国政遂行のための民意の的確な反映」と投票価値の平等の「調和」が求められる。故に、選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上で、国会の裁量権行使の合理性の観点から判断される。具体的な選挙制度の仕組みが、かかる憲法上の要請に反し、国会の裁量権の限界を超える場合に憲法違反となる。このような投票価値の平等の位置づけと判断枠組みは、衆院選の一票の較差を巡る最初の最高裁判決たる昭和51年判決（最大判昭51・4・14民集30巻3号223頁）以来、歴代の判決で既に確立しており、この点に新規性は見られない。

三 本件選挙当時の本件区割規定及びこれに基づく本件選挙区割りの合憲性

本判決は、本件区割制度とは、「選挙区を改定してもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを前提に、選挙制度の安定性も考慮しながら、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させその状態が安定的に持続するよう設けられたもの」と認定する。そして、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつ、国会が考慮可能な他の要素をも考慮して選挙

区改定を行う仕組みを定めたものとして、合理性を認める。令和6年衆院選で最大較差2.059倍、較差2倍以上の選挙区が10あっても、本制度は「選挙区間の投票価値の平等の較差が拡大し得ることを前提とする」ため、合理性は否定されない。

かかる区割制度の評価は、平成30年判決と令和5年判決を踏襲している。平成30年判決は、アダムズ方式が「選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させ、その状態が安定的に持続するよう立法措置を講じた」ものと解した。そして、令和5年判決は、本件区割制度は、「選挙区を改定しても、その後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを当然の前提」とすると新たに述べつつ、合理性は平成30年判決が「判示するとおり」とした。実際、令和3年衆院選では、最大較差が2.079倍、較差2倍以上の選挙区は29で、令和5年衆院選より較差は大きかったが、令和5年判決は本制度の合理性を肯定していた。この点でも本判決の新しさは殆どなく、本制度に対する疑問等も顧みられていない²⁾。

では、選挙区割りの合憲性はどうか。本判決は、選挙当時における選挙区間の投票価値の較差が、①「自然的な人口異動以外の要因で拡大したもの」というべき事情はうかがわざず、②「較差の拡大の程度が著しいものとはいえない」ため、本件選挙区割りは投票価値の平等の要請に反しないとする。この判断基準もまた、令和5年判決が既に定立していた。つまり、区割制度が合理的でも、それに基づく選挙区割りが不合理になることはあり得る。この判断基準は、かかるケースに対処する。令和5年判決は、「較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情」がある際には、合理的な区割制度に基づく選挙区割りでも、合理性が否定される余地を指摘し³⁾、①②の基準を定立した。

もっとも、この基準の具体的な内容は明らかでない。①「自然的な人口異動以外の要因」とは何か、逆に「非自然的な人口異動」があり得るのか、「投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因」とは何か、②「制度の合理性を失わせるほど著しい」較差の程度は不明である。令和5年判決を参照すると、最大較差2.079倍、較差2倍以上の選挙区が29程度では②を満たさないと推測できるが、

これ以上は判例の蓄積を待しかなからう。

四 高須順一裁判官意見

このように多数意見が先例踏襲に留まる一方で、異なる見解を提示したのが高須意見である。高須意見によれば、「国勢調査の結果に基づきその基準時点においてたとえ最大較差が2倍未満となる選挙区割りが定められ」ても、それが短期間で2倍以上となることが「ほぼ確実に見込まれるようなものであった場合には、そのような選挙区割りの下で行われる小選挙区選挙は」、本件区割制度が担保すべき「合理性の前提を欠」き、「違憲状態の選挙区割りの下で行われたものとなる」。令和2年国勢調査の結果による最大較差は、2倍に極めて近く、調査時以降の短期間におけるごく僅かの人口異動でも2倍以上となり得る数値である。そして、選挙時には2倍を超えていた。また、調査時から選挙時までの間に選挙区割りの改定時に「予測し得なかったような特別の要因が生じたような事情も」ない。したがって、本件選挙区割りは、その改定時に、「短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれるようなもの」であり、「選挙時における選挙区間の人口の不均衡は、……投票価値の平等の要請を害する状態」だった⁴⁾。

このような高須意見は多数意見と対照的である。本件区割制度による較差につき、多数意見は、選挙区を改定してもその後の人口異動で拡大し得ることが「前提」とされていること、「自然的な人口異動」での拡大であること、つまり不平等が予見されることを以って、正当化しているかにも見える。他方、高須意見は、「短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれることを以って正当化されないとする。すなわち、不平等が（ほぼ確実に）予見されるのになぜ是正しないのかを問題にする姿勢を看取できるが、かかる指摘は説得的だろう。

五 「選挙制度の安定性」

では、多数意見を擁護できないのかというと必ずしもそうではない。ここでの鍵が「選挙制度の安定性」である。前述したように、多数意見は、本件区割制度につき、選挙区を改定してもその後の人口異動による較差拡大を前提とするものとしつつも、「選挙制度の安定性」も考慮し、合理性

を導いた。つまり、ここでは不平等が「選挙制度の安定性」を以って正当化されているように見える⁵⁾。このように見ていくと、「選挙制度の安定性」の要請を重く見れば、較差の拡大は（それが予見可能であっても）ある程度正当化し得るし（多数意見）、この要請を重く見ないならば、予見可能な較差の拡大は正当化し得ない方へ傾く（高須意見）、という対立軸を見出し得るのではないか。

もっとも、「選挙制度の安定性」の要請の内実は、必ずしも本判決から明らかではない。ただ、令和5年判決の調査官解説が挙げる「頻繁な選挙区改定による有権者の混乱の防止等」が参考になる⁶⁾。頻繁な選挙区改定による有権者の混乱は、「民意の的確な反映」の観点から問題となり得るし、投票率の低下も懸念される⁷⁾。また、「選挙区制をとる以上、そこには、人物の評価という要素があり、小選挙区制は、人物と結びついた政策・政党への投票の制度である……。人物への評価は、人物を知ることが前提であり、その限りで選挙区割りの継続性には合理的な理由がある」とする指摘⁸⁾は、候補者の評価のためには選挙区、有権者と一定の緊密性を要するものとも読み得る。これもまた「民意の的確な反映」にとって重要だろうし、選出される議員が有権者の良く知る信頼に足る人物であることは、選挙の正統性を支える重要な要素にも思われる。

六 「立法者の努力」の行方

ところで、例えば平成27年判決（最大判平27・11・25 民集69巻7号2035頁）は、区割制度及び選挙区割りが平等に反するとしつつ、いわゆる合理的期間論を展開した。他方、本判決はこれに反しないとしたため、合理的期間論は当然登場せず、その意味で立法者の努力は考慮されていない。また、続く平成30年判決と令和5年判決は、将来の区割制度を考慮しつつ、当時の区割制度及び選挙区割りを平等に反しないとしたかにも見えるため、較差の合憲性判断で立法者の努力を考慮したとの評価があった⁹⁾。しかし、本判決にかかる記述は必ずしも見られない。これについては、いくつかの説明があり得る。

①まず、先の2判決は暫定的な区割制度が問題だったのに対し、本判決は、いわば完成後の新区割制度が問題だったことが挙げられる。つまり、今後の制度改正の見込みという立法者の努力を考

慮する余地がなかったものと見ることができる。②本判決の区割制度評価には、立法者の努力の評価が既にビルトインされていると読むのならば、本判決は明示していないが、較差の合憲性判断における立法者の努力の考慮を維持していると解される。③2判決が較差の合憲性判断につき立法者の努力を考慮したのか疑問視する見解からすれば¹⁰⁾、本判決での不言及は、不考慮を裏づけるものかもしれない。④なお、単純に2判決と異なり、本判決がこれを放棄した可能性は、かかる重要な判断が小法廷判決でなされたとは考えにくい。いずれにせよ、この点についても今後の判例での展開が待たれる。

●—注

- 1) もっとも、調査官解説によれば、平成30年判決はアダムズ方式の憲法適合性を判断したものではない。日置朋弘「判解」最判解民平成30年度（2021年）450頁。
- 2) 例えば、高見勝利「最高裁2018年12月19日大法廷判決について」曹時71巻6号（2019年）1156頁。
- 3) 調査官解説は、これらの事情がある場合には、区割制度の合理性によって較差を正当化できないとすると。山本拓「判解」曹時76巻5号（2024年）1415頁。
- 4) 高須意見は、区画審設置法3条1項の2倍という数を投票価値の平等との関係でかなり強く読むが、これは首尾一貫性の要請を重んじたのかもしれない。平成23年判決（最大判平23・3・23 民集65巻2号755頁）につき、首尾一貫性の要請の観点から説明するのは、棟居快行「選挙無効訴訟と国会の裁量」同『憲法の原理と解釈』（信山社、2020年）441～442頁（初出2014年）。もともと、かかる理解には批判も存在する。例えば、毛利透「投票価値較差訴訟の現状と課題」同ほか編『憲法訴訟の実践と理論』（判時2048号臨増）（2019年）189頁以下。
- 5) 同様の判示は令和5年判決にも見られる。調査官解説は、投票価値の平等と選挙制度の安定性との「調和」の観点から、問題となった仕組みの合理性を肯定したとする。山本・前掲注3）1415頁。また、この「選挙制度の安定性」の要請の意義を既に指摘していたのは、吉川智志「判批」判評783号（2024年）172～175頁。本稿はこの要請につき、吉川の論考から大きく示唆を受けた。
- 6) 山本・前掲注3）1415頁。
- 7) 例えば、粕谷祐子『一票の格差』をめぐる規範理論と実証分析』年報政治学66巻1号（2015年）102頁。
- 8) 小山剛「判批」令和元年度重判解（2020年）17頁。この指摘は、小山が小選挙区選挙を「人物選挙」として長らく位置づけてきたドイツに精通した学者であること由来するのかもしれない。
- 9) 河北洋介「判批」法教516号（2023年）45～46頁。
- 10) 吉川・前掲注5）172～174頁。